

第11章 被害救済等

第1節 公害健康被害補償制度

1 制度の概要と府下の状況

大気汚染又は水質汚濁の影響による健康被害者の迅速かつ公正な保護を図ることを目的に制定された公害健康被害補償法（昭和48年法律第111号）は、基本的には民事責任を踏まえた損害賠償制度としての性格を持ち、その被害者に対し、医療給付・障害補償等を行うとともに、被害者の福祉に必要な事業を実施することとしており、これらの事業に必要な費用は、原則として汚染原因者が汚染の寄与度に応じて負担することとなっている。

府域では、昭和44年12月、大阪市西淀川区が旧「公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法」（昭和44年法律第90号（昭和49年9月1日、公害健康被害補償法の施行に伴い廃止））に基づく救済対象地域に指定されて以来、逐次、対象地域の拡大が行われた。昭和58年度末においては、大阪市全域とその周辺地域（豊中市南部地域、堺市西部地域、吹田市南部地域、守口市全域、東大阪市中西部地域及び八尾市中西部地域）が指定地域となっている。

これらの地域における本制度の対象者は、大気汚染による気管支喘息等の4疾病とそれらの続発性にかかっている者のうち、法律の定めるところにより、各指定地域の市長が認定することとなっており、昭和58年度末におけるその認定状況は表2-11-1のとおりである。

表2-11-1 指定地域別公害健康被害者認定状況

（昭和59年3月末現在）

地 域	認定患者数	左 の うち 取 消 数			現在認定患者数
		治 ゆ 等	死 亡	転 出	
大阪 市 全 域	31,289人	8,308人	3,946人	344人	18,691人
豊 中 市 南 部	916	244	95	30	547
堺 市 西 部	4,826	514	659	40	3,613
吹 田 市 南 部	520	39	70	9	402
守 口 市 全 域	4,285	693	235	82	3,275
東大阪 市 中 西 部	3,095	138	259	46	2,652
八 尾 市 中 西 部	1,822	130	151	37	1,504
計	46,753	10,066	5,415	588	30,684

2 公害病認定患者死亡見舞金の支給

府では、昭和48年4月に大阪府公害病認定患者死亡見舞金支給要綱を制定し、公害健康被害補償制度による認定患者の死亡に際して、その遺族に対し弔慰の意を表するため見舞金（5万円）を支給することとしており、昭和58年度は685名の死亡者の遺族に対し、総額3,425万円を支給した。

3 公害医療研修事業に対する助成

公害医療に対する認識と理解を深め、公害健康被害補償制度の適正な運営に寄与することを目的として、公害医療に関する研修事業を実施している大阪府医師会に対し、150万円の助成を行った。

第2節 公害等の苦情及び紛争の処理

第1 公害等の苦情の発生及び処理状況

府及び市町村が昭和58年度に取り扱った公害に関する苦情件数は7,580件であり、このうち新規に直接受理した件数は5,807件で、前年度に比して470件（8.8%）の増加となっている（表2-11-2）。

表2-11-2 公害に関する苦情の取扱件数

区分 年度	合計	苦情の受理件数					前年度からの繰越件数
		新規直接受理	他機関からの移送				
			計	市町村・他府県	警察	国の機関	
昭58	7,580	5,807	38	9	27	2	1,735
57	7,213	5,337	10	8	2	—	1,866

1 苦情の発生状況

(1) 公害の種類別苦情件数

昭和58年度に新規に直接受理した苦情を公害の種類別にみると、典型7公害に関する苦情が5,258件で全体の90.5%を占めており、このうち騒音に関するものが2,615件で最も多く全体の45.0%を占め、次いで大気汚染1,231件（21.2%）、悪臭687件（11.8%）、水質汚濁419件（7.2%）、振動290件（5.0%）となっている（図2-11-1、表2-11-3）。

図2-11-1 公害の種類別苦情件数の推移

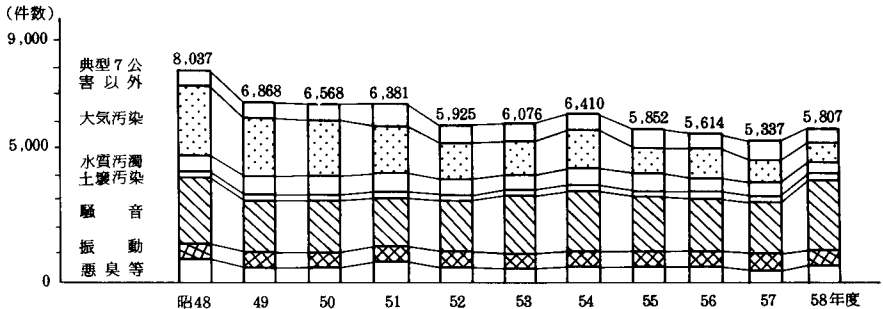


表 2-11-3 公害の種類別苦情件数

公害の種類		年度	昭 58		57	
		件数	件数	構成比	件数	構成比
典型7公害	大気汚染		1,231	21.2%	1,312	24.6%
	水質汚濁		419	7.2	392	7.3
	土壌汚染		9	0.2	6	0.1
	騒音		2,615	45.0	2,111	39.6
	振動		290	5.0	351	6.6
	地盤沈下		7	0.1	1	0.0
	悪臭		687	11.8	603	11.3
	計		5,258	90.5	4,776	89.5
典型7公害 以外のもの	日照障害		—	—	4	0.1
	電波障害		16	0.3	21	0.4
	廃棄物		145	2.5	149	2.8
	その他		388	6.7	387	7.2
	計		549	9.5	561	10.5
合計			5,807	100.0	5,337	100.0

註 2以上の公害の種類に該当するものについては、主たる種類に含め、「典型7公害」と「典型7公害以外のもの」とのいずれにも該当するものについては「典型7公害」欄に計上した（以下表2-11-8についても同じ）。

(2) 発生源の業種別苦情件数

典型7公害に関する苦情を発生源の業種別にみると、「生産工場」と「生産工場以外」とでは「生産工場以外のもの」が上回り、「生産工場」のうちでは鉄鋼・非鉄金属・金属製品製造業が686件で最も多く、全体の13.0%を占め、次いで繊維・衣服製造業192件（3.7%）、石油・化学製品124件（2.4%）、木材・家具・木製品116件（2.2%）となっている。

また、「生産工場以外のもの」では、商店、飲食店が1,214件で最も多く、全体の23.1%を占め、これに土木・建築工事645件（12.3%）、一般家庭178件（3.4%）が続いている（表2-11-4）。

表 2-11-4 発生源の業種別苦情件数

発生源の業種		年度		昭 58							57			
		公害の種類		大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	合 計		合 計	
		件数	構成比								件数	構成比		
生産工場	食 料 品	26	17		41		1	29	114	2.2%	148	3.1%		
	繊 維 ・ 衣 服	55	21		83	15		18	192	3.7%	201	4.2%		
	木材・家具・木製品	72	1		34			9	116	2.2%	136	2.8%		
	パルプ・紙製品	8	8		14	3		9	42	0.8%	42	0.9%		
	石油・化学製品	41	11		24	3		45	124	2.4%	94	2.0%		
	ゴム・皮革製品	4	1		8	5		10	28	0.5%	33	0.7%		
	窯業・土石製品	31	10	1	16	2		1	61	1.2%	67	1.4%		
	鉄鋼・非鉄金属製品	167	48		321	75		75	686	13.0%	704	14.7%		
	機 械 ・ 器 具	23	11	1	51	7		14	107	2.0%	115	2.4%		
	そ の 他	83	26	1	131	19	1	44	305	5.8%	286	6.0%		
計	510	154	3	723	129	2	254	1,775	33.8%	1,826	38.2%			
生産工場以外	修 理 工 場	20	10		23	2		10	65	1.2%	89	1.8%		
	土木・建築工事	235	9		296	93		12	645	12.3%	620	13.0%		
	交 通 機 関	22	2		66	37	1	1	129	2.4%	139	2.9%		
	牧畜・養豚・養鶏場		12					22	34	0.6%	47	1.0%		
	下水・清掃事業	10	13		3	1		23	50	1.0%	89	1.9%		
	娯楽遊興施設 スポーツ施設	2	2		39				43	0.8%	38	0.8%		
	一 般 家 庭	21	23	1	80	2		51	178	3.4%	142	3.0%		
	鉱 業		1		1		1		3	0.1%	2	0.0%		
	商店・飲食店	35	12		1,113	2	2	50	1,214	23.1%	767	16.1%		
	事 務 所	10	3		17			5	35	0.7%	33	0.7%		
そ の 他	311	60	3	245	21	1	217	858	16.3%	782	16.4%			
不 明	55	118	2	9	3		42	229	4.3%	202	4.2%			
計	721	265	6	1,892	161	5	433	3,483	66.2%	2,950	61.8%			
合 計	1,231	419	9	2,615	290	7	687	5,258	100.0%	4,776	100.0%			

(3) 被害の地域別苦情件数

典型7公害に関する苦情の申立てを都市計画法による用途地域別にみると、住居地域における苦情件数が1,691件と最も多く、全体の32.1%を占め、住居専用地域を含めた住居系地域では2,777件と全体の半数以上(52.8%)に達している。このほか、準工業地域、工業地域、工業専用地域の工業系地域が1,430件(27.2%)、近隣商業地域、商業地域の商業系地域が758件(14.4%)となっている(表2-11-5)。

表2-11-5 被害の地域別苦情件数

年度 公害の種類 被害地域の特性		昭 5 8							合 計		合 計	
		大気 汚染	水質 汚濁	土壌 汚染	騒音	振動	地盤 沈下	悪臭	合 計		合 計	
									件数	構成比	件数	構成比
都市計 画法による 都市計 画区域	第1種住居専用地域	41	14		78	4		19	156	3.0	142	3.0
	第2種住居専用地域	193	72		523	37		105	930	17.7	855	17.9
	住 居 地 域	384	101	1	399	98	1	207	1,691	32.1	1,514	31.7
	小 計	618	187	1	1,500	139	1	381	2,777	52.8	2,511	52.6
	近 隣 商 業 地 域	16	8	1	197	9		27	258	4.9	199	4.2
	商 業 地 域	71	1		316	30	1	81	500	9.5	380	8.0
	小 計	87	9	1	513	39	1	108	758	14.4	579	12.2
	準 工 業 地 域	337	116		431	83	4	160	1,131	21.5	1,080	22.6
	工 業 地 域	70	28		77	20		37	232	4.4	269	5.6
	工 業 専 用 地 域	34	3		9	1		20	67	1.3	63	1.3
小 計	441	147		517	104	4	217	1,430	27.2	1,412	29.5	
そ の 他	65	65	3	78	7	1	25	244	4.6	236	4.9	
小 計	1,211	408	5	2,608	289	7	681	5,209	99.0	4,738	99.2	
都市計画区域以外の区域		20	11	4	7	1		6	49	1.0	38	0.8
合 計		1,231	419	9	2,615	290	7	687	5,258	100.0	4,776	100.0

(4) 被害の種類別苦情件数

典型7公害に関する苦情を被害の種類別にみると、感覚的・心理的な被害(うるさい・臭い・不快などで心身の健康を害するに至らない程度のもの)が3,851件で最も多く、全体の73.2%を占め、次いで健康に対する被害832件(15.8%)、財産に対する被害409件(7.8%)となっている(表2-11-6)。

表 2-11-6 被害の種類別苦情件数

年度 公害の 種類 被害の種類		昭 58							57			
		大気 汚染	水質 汚濁	土壌 汚染	騒音	振動	地盤 沈下	悪臭	合 計		合 計	
									件数	構成比	件数	構成比
健 康		156	6	1	598	19		57	882	15.8	637	13.8
財 産		306	19	1	18	53	5	7	409	7.8	395	8.3
動物・植物		19	71	4	1				95	1.8	89	1.9
感覚的・心理的		743	301	3	1,970	211	2	621	3,851	73.2	3,600	75.4
そ の 他		7	22		33	7		2	71	1.4	55	1.1
合 計	件 数	1,231	419	9	2,615	290	7	687	5,258	—	4,776	—
	構成比	23.4	8.0	0.2	49.7	5.5	0.1	13.1	—	100.0	—	100.0

註 2以上の被害の種類に該当するときは、より重大と思われる被害の種類に計上した。

2 苦情の処理状況

昭和58年度に府及び市町村が取り扱った公害に関する苦情のうち、解決（直接処理）したものは5,410件で、取扱件数7,580件の71.4%を占めている（表2-11-7）。

これを処理内容別にみると、府・市町村の措置又は説明に納得したのが1,110件と最も多く、全体の20.5%を占め、次いで生産工程・作業方法の改善612件（11.3%）、作業の停・廃止、行為の中止608件（11.2%）、機械施設の改善325件（6.0%）となっている（表2-11-8）。

また、府警察機関における苦情の処理状況及び公害関係事犯検挙状況はそれぞれ表2-11-9及び表2-11-10のとおりであり、農業関係の苦情の処理状況は表2-11-11のとおりである。

表 2-11-7 苦情処理件数（昭和58年度）

年度	合 計	処 理 件 数						その他翌年 度へ繰越等
		解 決 (直接処理)	他 機 関 へ 移 送					
			計	市町村・ 他府県	警 察	国の機関	他の機関	
昭 58	7,580	5,410	159	33	29	11	86	2,011
57	7,213	5,192	209	56	41	23	89	1,812

表 2-11-8 処理内容別苦情処理件数（昭和58年度）

処理内容	典型7公害								典型7公害以外 の苦情	合計	
	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	計		件数	構成比
工場等移転	29	1		48	9		8	95		95	1.8%
機械施設の移転	11	2		52	5		8	78	1	79	1.5
機械施設の改善	84	29		147	17	1	36	314	11	325	6.0
故障の修理復旧	41	12		22	1		16	92	5	97	1.8
生産工程・作業方法の改善	236	21		176	43		84	560	52	612	11.3
作業時間の変更	8			330	5		1	344		344	6.4
作業停止・廃止行為の中止	307	21	2	145	19	1	64	559	49	608	11.2
原因物質の除去等	24	60					54	138	161	299	5.5
被害者の建物等への防 止対策	4	3		4	1		3	15	1	16	0.3
府・市町村の措置又は説 明に納得	147	99	4	556	83	1	144	1,034	76	1,110	20.5
防除機械・施設の新設	84	18		172	27		38	339	12	351	6.5
その他	264	88	1	709	72	2	177	1,313	161	1,474	27.2
合計	1,289	354	7	2,361	282	5	633	4,881	529	5,410	100.0

注 前年度からの繰越分を含む。

表 2-11-9 府警察機関における公害関係苦情処理状況（昭和58年）

区分	公害の種類	大気汚染	水質汚濁	騒音	振動	悪臭	廃棄物	合計
		説諭等	6	5	587	0	2	
処理	行政引継 (通報)	1	1	3	0	4	22	31
	措置不能	0	0	1	0	2	4	7
合計		7	6	591	0	8	41	653

表 2-11-10 公害関係事犯検挙状況（昭和58年）

公害の種類	大気汚染	水質汚濁	廃棄物	合計
検挙件数	0	14	166	180

表 2 - 11 - 11 農業関係の苦情処理状況（昭和 58 年度）

公害の種類	発生原因	受理年月日	被害対象	被害場所	被害状況 (苦情内容)	措 置
大気汚染	工場からの排出ガス	昭 58. 4. 30	山 桜	堺市 神明町	山 桜 の 不 発 芽	現地調査の結果、白紋羽病菌によるものと判断した。 (昭 58. 6. 7 回答)
水質汚濁	産業廃棄物からの浸出水	昭 58. 6. 22	水 稻	寝屋川市 水路	土壌汚染 のおそれ	現地調査及び土壌分析の結果、土壌の汚染状況は認められなかった。(昭 58. 9. 21 回答)
大気汚染	工場からの排出ガス	昭 58. 8. 3	里 芋	富田林市 西板持	里芋の葉 の 褐 変	現地調査、土壌分析及び作物体分析の結果、フッ素を主因とした被害と推定した。 肥培管理及び被害軽減、防除対策を指導した。 対象工場施設の改善完了 (昭 59. 3. 27 回答)
	工場からの排出ガス	昭 58. 8. 12	水 稻	美原町 大養	水 稻 葉 の 褐 変	現地調査の結果、汚染物質は特定できなかったが、粉じん又はミスト状のものによるものと推定。 対象工場施設の改善を指導した。 (昭 59. 1. 30 回答)

第2 公害紛争の処理

1 公害審査会の運営

公害審査会制度は、公害紛争処理法（昭和45年法律第108号）に基づき、国にあっては公害等調整委員会、都道府県にあっては都道府県公害審査会を設置して、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭に関する紛争をあっせん、調停、仲裁及び裁定（裁定は公害等調整委員会のみ）の手続により、迅速かつ適正な解決を図ろうとするものである。

府は、昭和45年11月、公害紛争処理法の施行と同時に、附属機関に関する条例（昭和27年大阪府条例第39号）に基づき大阪府公害審査会を設置し、現在、15名の委員によりその紛争の解決に当たっている。

2 紛争の処理状況

府公害審査会における昭和58年度末までの公害紛争に係る調停等の受理件数は53件、終結件数は45件である。このうち昭和58年度中における取扱件数は、前年度からの繰越し11件、新規受理5件の合計16件でこれらについて紛争の調停の手続を進めてきた結果、6件が終結した（表2-11-12～13）。

表2-11-12 公害紛争の取扱状況

（昭和59年3月31日現在）

年度	件数	受理件数	終結件数	翌年度への繰越件数
昭45～53		33	20	13
54		6	5	14
55		2	6	10
56		4	1	13
57		3	② 7	11
58		5	6	10
合計		53	45	10

② 昭和54年に受理した2件が昭和57年にそれぞれ分離されて4件となり、そのうち2件が終結している。

表 2-11-13 公害紛争の処理（終結）概要（昭和58年度）

事 件 の 表 示	受理年月日 終結年月日	手続開催回数	終結の種類
昭和50年（調）第4号（川西半田線）事件 〔市道川西半田線の延長工事の中止等の請求〕	昭50. 7.25	88	調停成立
	58. 7.11		
昭和54年（調）第4-2号（第二阪和国道）事件 〔第二阪和国道における大阪府立砂川厚生福祉センター付近の工事中止等の請求〕	昭54. 8.24	107	調停成立
	58. 9.20		
昭和54年（調）第5-2号（第二阪和国道）事件 〔第二阪和国道における大阪府立砂川厚生福祉センター付近の工事中止等の請求〕	昭54. 8.24	107	調停成立
	58. 9.20		
昭和57年（調）第2号（大浜鉄鋼加工工場騒音）事件 〔鉄鋼加工工場の夜間操業による騒音に対して夜間操業の停止を請求〕	昭57. 8.27	7	調停成立
	58. 5.21		
昭和57年（調）第3号（高速大阪港線）事件 〔大阪府道高速大阪東大阪線延長工事において九条付近の道路構造の変更等を請求〕	昭57. 9.24	12	調停成立
	58. 7.16		
昭和58年（調）第2号（加美東工場騒音等）事件 〔プラスチック工場から発生する騒音等に対して夜間操業を停止するか又は防音防振設備の設置を請求〕	昭58.11.25	5	調停成立
	59. 3. 3		